

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコーポレートガバナンスを経営上の最重要課題のひとつとして認識しております。公正かつ効率的な株主重視の経営を図るとともに、透明性の高い経営を確立し、継続的な企業価値の向上およびステークホルダーとの信頼関係を構築するため、以下の基本方針を定め、コーポレートガバナンスおよび内部統制システムの整備に積極的に取り組んでおります。

<基本方針>

(1)株主の権利・平等性の確保

- ・株主が権利行使のために必要な情報を適時・的確に提供するとともに、議決権行使のための環境整備に努める。
- ・株主がその権利を行使しようとする際には、当社は法の定めに則り誠実に対応する。

(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働

- ・企業理念、信条、行動規範などの実践を通して、さまざまなステークホルダーに対する義務と責任を果たし、より強固な信頼関係を構築する。

(3)適切な情報開示と透明性の確保

- ・株主や投資家に対して積極的かつ適切なタイミングで情報を開示することにより、市場における信頼の向上に努める。
- ・情報開示を通じてステークホルダーとの円滑なコミュニケーションを図り、透明な経営の実現を目指す。

(4)取締役会等の責務

- ・「企業理念」を踏まえ、長期的な企業価値向上のための目標と、この目標を達成するための戦略や施策を具体化した会社の方向性を決定する。
- ・社外取締役を継続して選任し、取締役の職務執行に対する監督機能の維持および一層の向上を図る。

(5)株主との対話

- ・株主総会の他、決算説明会やIR活動などにおいて、財務状況や施策の進捗状況などの情報提供を積極的に実施し、株主や投資家と建設的なコミュニケーションを図る。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1－4 いわゆる政策保有株式

<政策保有に関する方針>

当社は、中長期的な取引関係の発展や強化、円滑な取引の維持、情報収集などの目的により、株式を保有することとしております。

<政策保有株式に係る議決権行使の基準>

保有する株式の議決権の行使については、適切な議決権行使が株式発行会社の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考え、当該発行会社の財務、非財務の状況などを踏まえたうえで、議案に対する賛否を総合的に判断いたします。

原則1－7 関連当事者間の取引

当社では、「取締役会規則」において、関連当事者間取引を行う場合は、事前に取り締役会の承認を受けること、ならびに事後に取り締役会に報告を行うことを定めております。また各取締役に対し、他社役員の兼任状況、関連当事者間取引などの事項について定期的に、かつ変更がある場合は速やかに報告することを求めており、常に最新情報を管理するための仕組みを設けております。

原則3－1 情報開示の充実

(1)当社の経営理念や経営戦略などは当社ホームページに掲載しております。詳細は当社ホームページをご参照ください。

(経営理念:<http://www.dts.co.jp/corp/dtsway.html>)

(経営戦略:[http://www.dts.co.jp/ir/news/pdf/midtermplan\(201604-201903\).pdf](http://www.dts.co.jp/ir/news/pdf/midtermplan(201604-201903).pdf))

(2)当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、当報告書「I.1.基本的な考え方」に記載の通りです。

(3)取締役の報酬は、基本報酬と賞与により構成されております。基本報酬は役員報酬規程において職責や職位などに基づき基準を定めこれに従い支給しております。賞与については、業績やこれに対する貢献度などを勘案し支給することとしております。また取締役は役員持株会を通じ自社株式を定時定額で買い付け、保有しており、持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能する報酬体系としております。なお社外取締役ならびに監査役は、独立した立場で経営の監督または監査機能を担う役割のため、賞与の支給はありません。

(4)取締役および監査役候補者の指名に関しては、候補者の経験に基づく知見、的確な意思決定と監督、中長期的な企業価値向上に対する期待度などの観点から総合的に検討し、選任しております。

なお、取締役の報酬の決定や、取締役候補者の指名にあたり、任意の諮問委員会を設置し、社外取締役から助言を受けるなど、適切に関与いただいております。

(5)取締役・監査役の各候補者の経歴などについては、当社ホームページ掲載の株主総会参考書類をご参照ください。また取締役および監査役の個々の選任理由につきましては、当報告書別紙をご参照ください。

(株主総会参考書類：<http://www.dts.co.jp/ir/meeting.html>)

原則4－1(1) 経営陣に対する委任の範囲

当社は、株主の委任を受けた意思決定ならびに業務執行の監督機関としての取締役会と、業務執行体制としての経営会議を設置しております。取締役会および経営会議の役割については、取締役会規則、経営会議規程、および職務権限規程に定め、いずれも取締役会で決議しております。

取締役会は、法令および定款に定められた事項のほか、当社および当社グループの経営に関する方針、その他中長期的な企業価値に影響する事項を決定しております。

経営会議は、代表取締役社長を議長とし、代表取締役社長が指名した者で構成され、当社および当社グループの業務執行に関する重要事項を審議する機関としての役割を担っているほか、取締役会で活発な質疑などの発言が行われるよう、取締役会付議事項の論点整理や事前検討を行っております。

原則4－8 独立社外取締役の有効な活用

当社は、社外取締役4名のうち、東京証券取引所の定める独立要件を満たす取締役2名を独立社外取締役として届け出ております。

独立社外取締役を含む社外取締役は、それぞれの知見や経験などを基に、独立した立場から積極的に発言しており、その責務を果たしております。

原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質

社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、取締役会の意思決定を監督し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できると考えられる者を社外取締役に選任することとしております。

東京証券取引所が定める独立役員の要件を充たす社外取締役については、独立社外取締役として東京証券取引所に届出ております。

原則4－11(1) 取締役会のバランス、多様性および規模に関する考え方

当社では、活発な審議や意思決定の迅速性確保の観点から、現在取締役を10名選任しております。また中長期的な企業価値の向上に資するとの考えから、このうち4名を社外取締役としており、取締役会の機能が効果的に発揮される適切な規模と考えております。

社外取締役を含む取締役については、当社の属する業界や事業内容、および会社機能などを熟知し、また経営に関する知見、経験、能力などを相当程度有している者を選任することとしております。現在の各取締役は主要な経営課題への対応が期待できるバックグラウンドを有したうえ、迅速果断な意思決定を行っており、また当社の規模や業態などの観点からバランスの取れた構成であると考えております。

選任に関する方針は、原則3－1(4)に記載したとおり、それぞれの知見、的確な意思決定と監督、中長期的な企業価値向上に対する期待度などの観点から総合的に検討し選任することとしております。

原則4－11(2) 社外を含む役員の他社役員兼任状況

当社役員の他の上場企業の役員兼任状況につきましては、当報告書別紙をご参照ください。

原則4－11(3) 取締役会の実効性の分析・評価

当社は、取締役の構成、議案の付議状況、開催頻度や会議時間の適切性、発言状況などについて、年2回程度分析を実施しております。

当社取締役会は、業界や経営に精通した社外取締役を複数名選任することにより、取締役会の実効性を担保しております。付議される議案については、法令や規程などの求めに応じ上程され、取締役および監査役は上程された議案に対し活発に発言しております。

取締役会は法定より高い頻度で開催され(2015年度は9回開催)、適時適切な意思決定が行われております。

原則4－14(2) 役員のトレーニング方針

取締役、監査役に対しては、定期的に役員として遵守すべき法的義務、責任などについて、説明を行っております。また各取締役、監査役は必要に応じ外部研修機関や業界団体の研修やセミナーなどに参加し、必要な知識の習得に努めております。

社外役員が就任する際には、当社や役員の責務理解のため、当社が属する業界や、当社の財務および事業の状況、内部統制システムなどについて、事前に説明する機会を設けております。

原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針

- 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下の通りです。
- (1)株主との対話は、経営企画部が主管し、経営企画部長がこれを統括する。
- (2)定期的に経営陣幹部および各部門の部門長をメンバーとする戦略会議等を実施し、各部門やグループ会社の業務や施策などの進捗状況のほか、IR活動に必要な情報などを共有する。
- (3)個別面談以外の対話の手段として、四半期ごとにアナリストや機関投資家向けの決算説明会を実施する。また年1回程度、欧州もしくは米州などの機関投資家を訪問し、当社の業績や事業の状況などについて、意見交換を実施する。
- (4)株主や機関投資家との対話などから得られた意見や把握した結果などについては、取締役会および経営陣に報告し、株主や機関投資家の考えや意見などをもとに必要に応じ改善策などを策定、推進する。
- (5)インサイダー情報を適切に管理するために、「インサイダー取引管理規程」を定め情報管理の徹底を図る。また四半期ごとの決算発表の一定期間前から発表直後までは能動的なIR活動を実施せず、公開済みの情報のみを提供する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
DTSグループ社員持株会	1,634,768	6.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,469,100	5.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,077,300	4.27
笹 貫 敏男	1,030,400	4.08
ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 380578	719,000	2.85
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140044	531,943	2.10
株式会社NTC	482,080	1.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	426,300	1.69
GOVERNMENT OF NORWAY	423,700	1.67
株式会社みずほ銀行	410,560	1.62

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

2017年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、シュローダー・インベストメント・マネジмент株式会社が4社連名で2017年5月31日現在で次のとおり当社の株式を所有している旨が記載されていますが、当社として2017年3月31日現在における同グループの実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりです。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

シュローダー・インベストメント・マネジмент株式会社(1,708千株、6.77%)

シュローダー・インベストメント・マネジмент(ホンコン)リミテッド(138千株、0.55%)

シュローダー・インベストメント・マネジмент・リミテッド(101千株、0.40%)

シュローダー・インベストメント・マネジмент・ノースアメリカ・リミテッド(2千株、0.01%)

<合計 1,947千株、7.72%>

2016年6月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社が3社連名で2016年6月15日現在で次のとおり当社の株式を所有している旨が記載されていますが、当社として2017年3月31日現在における同グループの実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりです。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

三井住友信託銀行株式会社(817千株、3.24%)

三井住友トラスト・アセットマネジмент株式会社(47千株、0.19%)

日興アセットマネジмент株式会社(214千株、0.85%)

<合計 1,079千株、4.28%>

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

連結子会社のデータリンクス株式会社は、平成29年7月27日付でJASDAQ上場を廃止し、8月1日を効力発生日として、株式会社DTSを株式交換完全親会社、データリンクス株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施し完全子会社となりました。

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
萩原 忠幸	他の会社の出身者					△			○			
鈴木 滋彦	他の会社の出身者								○			
坂田 俊一	他の会社の出身者					△						
平田 正之	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
萩原 忠幸		株式会社アヴァンティスタッフ 代表取締役社長	都市銀行のIT部門責任者の経験があり業界および経営陣として豊富な経験や知識等を当社の経営判断にいかしていただくとともに、社外の客観的・専門的見地から経営全般についての助言をいただくため、選任しております。
鈴木 滋彦	○	キャノン電子テクノロジー株式会社 取締役会長 キャノン電子株式会社 最高顧問	IT業界における業界動向や企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営判断にいかしていただくとともに、社外の客観的・専門的見地から経営全般についての助言をいただくため、選任しております。 東京証券取引所が定める有価証券上場規程の要件を満たすため、独立役員として届出ております。

坂田 俊一		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 社外監査役（同社は当社の株式の12.36%を信託口として保有） 三井住友トラスト・ビジネスサービス株式会社 常任監査役	信託銀行の経営陣として豊富な経験と高い見識を当社の経営判断にいかしていただくとともに、社外の客観的・専門的見地から経営全般についての助言をいただくため、選任しております。
平田 正之	○	株式会社情報通信総合研究所 シニアフェロー 株式会社中広 社外取締役	通信業界における幅広い活動経験や企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営判断にいかしていただくとともに、社外の客観的・専門的見地から経営全般についての助言をいただくため、選任しております。 東京証券取引所が定める有価証券上場規程の要件を満たすため、独立役員として届出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	6	0	2	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	6	0	2	4	0	0	社内取締役

補足説明

取締役の報酬の決定や、取締役候補者の指名にあたり、任意の諮問委員会を設置し、社外取締役から助言を受けるなど適切に関与いただいております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、必要に応じて会計監査人と意見交換を行っています。また、監査役は監査室との双方の監査計画の連携、監査室の内部監査に同行し被監査部門の職務遂行状況の把握、内部監査実施結果の内容について意見交換などを行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
谷口 和道	他の会社の出身者							△			△			
行本 憲治	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷口 和道	○	――	IT業界および他社監査役としての幅広い視点と経験を当社の監査にいかしていただくため、選任しております。 東京証券取引所が定める有価証券上場規程の要件を満たすため、独立役員として届出ております。
行本 憲治	○	行本憲治公認会計士事務所 所長 株式会社アルファアソシエーツ 取締役 共同ピーアール株式会社 社外監査役	公認会計士の資格を有しており、その財務および会計に関する知見や経験、見識等を、当社の監査にいかしていただくため、選任しております。 東京証券取引所が定める有価証券上場規程の要件を満たすため、独立役員として届出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の要件を満たす社外役員の全てを独立役員として届出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度を導入してはいましたが、行使期間の満了などにより、ストックオプションはすべて消滅いたしました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等については、営業報告書(事業報告書)および有価証券報告書に記載しており、当社ホームページにおいても閲覧することができます。以下のURLをご参照ください。

<http://www.dts.co.jp/ir/index.html>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、過去の支給実績および会社の業績ならびに他社の支給水準等を総合的に勘案したうえ、任意の諮問委員会からの助言を受け、これを決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては総務部長、社外監査役に対しては常勤監査役および総務部長がそれぞれサポートおよび情報伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

＜社外取締役に関する事項＞

社外取締役に関する事項については、「Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】会社との関係(2)「当該社外取締役を選任している理由」に記載のとおりであります。

社外取締役4名につきましては、それぞれの業界および経営陣としての豊富な経験や知識等が当社の経営判断に活かされており、経営監視機能の客観性・中立性を確保する観点から、経営者の業務執行に対する監督機能の強化等に関する社外取締役としての役割を十分に果たしていると考えております。

＜監査役の機能強化に向けた取組状況＞

監査役の機能強化に向けた取組状況については、「Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」1. 機関構成・組織運営等に係る事項【監査役関係】に記載のとおりであります。

＜社外取締役・監査役の独立性についての会社の考え方＞

社外取締役4名につきましては、上記「社外取締役に関する事項」に記載しておりますとおり、社外取締役としての役割を十分に果たしているうえ、当社とは特別の利害関係を有しておらず、また、当社代表取締役とは独立性を阻害するような関係を有しておりません。

なお、社外取締役の鈴木滋彦氏および平田正之氏ならびに社外監査役2名については、東京証券取引所「有価証券上場規程第436の2」等の要件を満たすため、独立役員として届出ております。

1. 当社の業務執行は「職務権限規程」等、社内規程に基づいて実施しています。重要事項の審議機関として経営会議を設置しています。経営会議は、業務執行取締役、常勤監査役、執行役員、本部長および総務部長、経営企画部長等がメンバーで、原則、毎月2回開催され、取締役会に付議する議案を含め、業務執行に関する重要事項を審議しています。
2. 取締役候補者の選定や報酬は、任意の諮問委員会からの助言を受け取締役会で決定しています。
3. 監査役は取締役会他、経営上重要な会議に出席し、取締役の業務執行を厳正に監督しております。また、監査役は、内部監査および会計監査の状況や結果について報告を受けるとともに、意見交換を行うなど、監査室、会計監査人と相互連携を図っております。内部監査については、代表取締役社長直轄の「監査室(7名)」が、各部門等に対して内部管理体制の適切性や有効性等の監査を定期的の実施し、チェック・指導する体制をとっています。なお、必要に応じて監査役および会計監査人と情報交換を行い、監査の実効性と効率性の向上を図っています。
4. 会計監査人による監査については、監査法人トーマツとの間で監査契約を締結し、期末監査に偏ることなく、期中にも適時、監査を受けています。なお、平成29年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかる補助者の構成は次のとおりです。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名 谷藤 雅俊、大森 佐知子
- ・監査業務に係る補助者の構成 公認会計士4名、会計士試験合格者等4名、その他3名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するために、社外取締役4名を含む取締役会と社外監査役2名を含む監査役会との連携による体制を採用しております。社外取締役は、それぞれの専門分野における知識や経験を背景とした経営機能の強化や取締役の業務執行に対する監督機能の強化などにおいて、また社外監査役は、客観的で公正な監査体制の確立などにおいて、それぞれ重要な役割を担っております。また、社外取締役および社外監査役を選任することにより、経営者による説明責任の強化および経営の透明性の向上も図られるなど、当社が株主・投資者等からの信託を確保していくうえで、適切な体制であると考えております。

III株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則として法定期日よりも3営業日前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主にご出席いただけるよう、集中日を回避しています。
電磁的方法による議決権の行使	平成15年の定時株主総会から電磁的方法による議決権の行使制度を採用しました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームによる議決権行使を可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集ご通知(要約)は、当社ホームページに掲載しています。
その他	招集ご通知は、当社ホームページに掲載しています。 「連結注記表」および「個別注記表」は、法令および当社定款の規定により当社ホームページに掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーのURL http://www.dts.co.jp/ir/policy.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算時および中間決算時毎に開催	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州や米国等の機関投資家へは随時、当社の事業状況、財務状況を説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報のURL http://www.dts.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部内に担当者を置いています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の行動規範に掲げています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成18年3月にISO14001 認証取得。また、CSRの担当部署を設置し、リスクマネジメント体制およびコンプライアンス体制等の強化を図っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の行動規範に掲げています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法第362条第4項第6号および同法施行規則第100条第1項、第3項に基づく当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、下記のとおり基本方針を定める。

内部統制システム構築に関する基本的な考え方

当社は、内部統制システムの構築にあたり、法令および定款を遵守し、業務の適正を確保するとともに財務報告の信頼性を確保するため、以下の考え方のもと内部統制システム構築に関する体制を整備し、適切に運用するとともに、環境の変化に応じその継続的改善に努めるものとする。

- (1) 取締役会は、内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受ける。
- (2) 社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持および一層の向上を図る。
- (3) 代表取締役社長は、業務執行の最高責任者として内部統制システムの構築、運用および改善を行う。
- (4) 内部統制推進部門を設置し、内部統制システムの構築、運用および改善を行う。
- (5) 事業活動から独立した立場で内部監査を行う部門として監査室を設置し、監査室は、内部統制システム構築に関する体制整備の実行状況を監視するとともに、改善が必要な場合には指摘を行う。
- (6) 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の信頼性確保への適切な取り組みを行う。

内部統制システムに関する個別体制

1. 当該株式会社の取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンスについての企画および運営管理を実施する部門を設置し、コンプライアンスに関する体制を整備する。
- (2) 「DTSコンプライアンス・ガイド」を定め、役員および社員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え業務運営に当たるよう、研修等を通じて指導する。
- (3) 「DTS行動規範」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との結びつきを、断固として排除する。
- (4) 法令上疑義のある行為等について当社の社員等が相談および通報を行う手段として「ヘルプライン」を設ける。
- (5) 監査室は、年間の監査計画を作成するとともに、事業活動から独立した立場で内部監査を行う。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するために必要な規程および体制を整備する。

2. 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行にかかる文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報の取り扱いには「情報資産管理規程」に定め、同規程に従い検索性の高い状態で保存し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。
- (2) 役員および社員の職務執行に必要な情報の保存、管理および有効活用のため、社内情報システムを整備する。
- (3) 情報の管理に関しては、情報セキュリティについての企画および運営管理を実施する部門を設置し、情報セキュリティに関する体制を整備する。なお、個人情報保護に関しては基本方針およびガイドラインを定め対応する。

3. 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクの体系化と問題点の把握を行い、責任部署と問題点に対する対応計画を定める。また、リスクの発生の有無について継続的に監視を行う。
- (2) 大規模災害等の発生に対しては、緊急時の対応を定めるとともに、事業の継続を確保するための規程および体制を整備する。
- (3) 代表取締役社長を議長とする「プロジェクト推進会議」を設置し、所定の基準に該当するプロジェクトについては、受注可否の審議や出荷判定等を行うことにより効率化を阻害する要因を排除・低減し、目標達成の確度を高める。

4. 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は「職務権限規程」を定め、同規程に基づき代表取締役社長その他業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせる。また、業務執行に専念する執行役員を選任することにより、意思決定の迅速化を図れる体制を整備する。
- (2) 全社的な事業推進においては、実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行を、社内規則に基づく職務権限や意思決定ルールにより行う。
- (3) 役員および社員が共有する全社的な目標を定め、浸透を図ると共に、この目標に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。この中期経営計画に基づき、短期計画として事業年度ごとに各事業部門の事業目標と予算を設定する。
- (4) 業務執行の方針および計画、その他重要事項を協議する機関として「経営会議」を設置する。また業績目標に対する実績管理を行うため、「経営会議」において月次業績を報告する。

5. 当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため関係会社所管部門を設置し、子会社（上場会社を除く）が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導および助言を行う。
- (2) グループ会社の非常勤役員として配置された者は、当社の関係会社所管部門と連携のうえ、グループ会社における法令の遵守および業務の適正を確保するため、指導および助言を行う。
- (3) グループ横断的な会議を開催することにより、グループ間の情報共有を図り、業務の適正を確保する。

6. 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

- (1) 子会社に対し「関係会社管理規程」を設け、非上場子会社に対しては、特定の事項について取締役会決議前に当社に承認を求め、または提出もしくは報告することを義務付けるとともに、所定の基準に該当するものについては当社取締役会付議事項とする。また、上場子会社に対しては、一定の事項について提出を求めるものとする。

7. 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスクマネジメント委員会は、グループ各社の問題点とこれに対する対応計画を把握し、当計画の進捗状況について定期的に報告を受ける。また同委員会はグループ各社でのリスク発生について継続的に監視を行う。
- (2) 所定の基準に該当するグループ各社のプロジェクトについては、当社のプロジェクト推進会議において、受注可否の審議や出荷判定等を行い、効率化を阻害する要因を排除・低減し、目標達成の確度を高める。

8. 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) グループ各社ごとの事業推進においては、各社の社内規則に基づく職務権限や意思決定ルールにより行う。ただし特定の事項については、当社の「関係会社管理規程」の定めに従うものとする。

(2) 当社は、グループ全体で共有する目標を定め浸透を図る。グループ各社はこの目標に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、この中期経営計画に基づき、短期事業計画と予算を設定し、当社へ定期的に報告する。

9. 当該株式会社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社はグループ共通のコンプライアンスガイドを定めグループ各社に展開し指導および助言を行う。

(2) 法令上疑義のある行為等についてグループ各社の社員等が相談および通報を行う手段として「グループ・ヘルプライン」を設ける。

10. 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項

(1) 監査役は、監査室等の社員に対し、監査の実施に必要な事項を指揮命令することができる。

11. 前号の社員の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき社員の人事異動、人事考課等については監査役の意見を尊重する。

12. 当該監査役設置会社の監査役を補助する社員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役より、監査の実施に当たり指揮命令を受けた社員は、その業務の遂行中は取締役等の指揮命令を受けない。

13. 当該監査役設置会社の取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議、リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席することができる。

(2) 監査役は、重要な稟議書その他文書を閲覧し、必要に応じ取締役および社員の説明を求めることができる。

(3) 取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に報告する。

ア. 会社に著しい損害または著しい信用の低下を及ぼす事項、または、そのおそれのある事項

イ. 重大な法令・定款・社内規程違反、または、そのおそれのある事項

ウ. コンプライアンス上重要な事項

エ. その他上記ア. からエ. に準じる事項

(4) 社員は前項ア. からエ. に関する重大な事実を発見した際は、監査役に直接報告することができる。

14. 当該株式会社の子会社の取締役、及び社員等又はこれらの者から報告を受けた者が当該株式会社の監査役に報告をするための体制

(1) 当社の監査役は、グループ会社に対する事業計画ヒアリング等に出席することができる。

(2) 当社の監査役は、グループ会社の文書を閲覧し、必要に応じグループ会社の取締役等に説明を求めることができる。

(3) 以下に定める事項を発見したグループ会社の取締役、および社員等又はこれらの者から報告を受けた者は、当社監査役に直接報告することができる。

ア. 会社に著しい損害または著しい信用の低下を及ぼす事項、または、そのおそれのある事項

イ. 重大な法令・定款・社内規程違反、または、そのおそれのある事項

ウ. コンプライアンス上重要な事項

エ. その他上記ア. からエ. に準じる事項

15. 当該監査役設置会社の監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 通報者の保護および守秘義務を明示した、「内部通報制度運用規程」を定める。なお社員等が閲覧できる環境を整備する。

16. 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査役が定める監査計画において見込まれる費用については予め予算化し、突発的に発生した事象に対応するために必要な費用については、前払いまたは償還できることとする。

17. その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、代表取締役社長、会計監査人のそれぞれと随時意見交換会を開催することができる。

(2) 監査役は、適切な職務執行のため、子会社取締役・子会社監査役との意思疎通、情報交換を行うことができる。

(3) 監査役は、必要に応じ自らの判断で、弁護士および公認会計士等の外部専門家より、監査業務に関する助言を受けることができる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) 法令および定款に適合するための体制

当社は、役員、社員、パートナー企業社員を対象としたコンプライアンス教育・研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上に向けた取り組みを行うとともに、グループ共通の内部通報窓口を設置し、適切に運用しております。

役員および社員の職務執行に必要な情報の管理に関しては情報セキュリティ、個人情報保護に関する体制を整備し「情報資産管理規程」に基づき適切に運用を行っております。

(2) リスク管理体制

当社は、さまざまなリスクを適切に管理するため「リスクマネジメント委員会」を設置し、定期的にリスク評価と問題点の把握を行うとともに対応計画を策定しております。またリスクの発生の有無についても定期的に監視を行っております。さらに、グループ会社の重要リスクについても「リスクマネジメント委員会」にてリスクの状況や対応計画の実施状況を確認し、グループ各社のリスク管理体制の向上に向けて支援しております。

(3) 取締役の職務執行

当社は、取締役会を10回開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定したほか、法令・定款への適合性や業務の適正性の観点から業務執行状況の監督を行いました。グループ会社に関する事項については「関係会社管理規程」を定め、適切に対応しております。また執行役員制度の活用により取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と業務執行機能を区分し、迅速かつ適確に業務執行が行える経営体制を確保しております。さらに取締役会の定める経営方針に基づいて代表取締役社長が業務を執行するにあたり、「経営会議」を35回開催し、方針および計画、その他重要事項を協議しております。なお、当該事業年度においては取締役の職務執行に係る文書の検索性、閲覧性のさらなる向上を図るため、同体制の運用改善を行っております。

(4) 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会等の重要な会議および各種委員会等に出席し取締役の意思決定の過程および業務執行の把握に努めております。当事業年度において監査役会は9回開催しております。また、代表取締役社長との会合を3回実施し、監査上の重要課題等につき意見交換を行いました。加えて、グループ会社の監査役等とも意見交換を行い、連携してグループ各社の監査を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では「DTS行動規範」に反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、以下のとおり定めております。

- (1) 企業の倫理的使命として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体（総会屋・暴力団等）との結びつきを、断固として排除します。
- (2) 「金を出さない」、「利用しない」、「恐れない」を基本原則として、常に危機管理意識を持ち、反社会的勢力・団体に付け入る隙を与えないよう努めます。
- (3) 反社会的勢力・団体とのトラブルが発生した場合には、これに対処する迅速な連絡体制のもと、警察・弁護士等と連携し、組織的な対応を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力排除に向け、以下のとおり体制を整備しております。

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

反社会的勢力排除の対応統括部署は総務部とし、総務部長を不当要求防止責任者と定めております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

警視庁・暴力団体追放都民センター・企業防衛協議会・東京弁護士会などの専門機関との連携を図っております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

外部専門機関との情報交換を密にし、情報の収集・蓄積を行なっております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

全社員に配布している「DTSコンプライアンス・ガイド」に、反社会的勢力排除に対する基本姿勢および具体的対応を明記し指導・啓発しております。

(5) 研修活動の実施状況

専門機関が主催する研修会へ積極的に参加しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
該当項目に関する補足説明	

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制

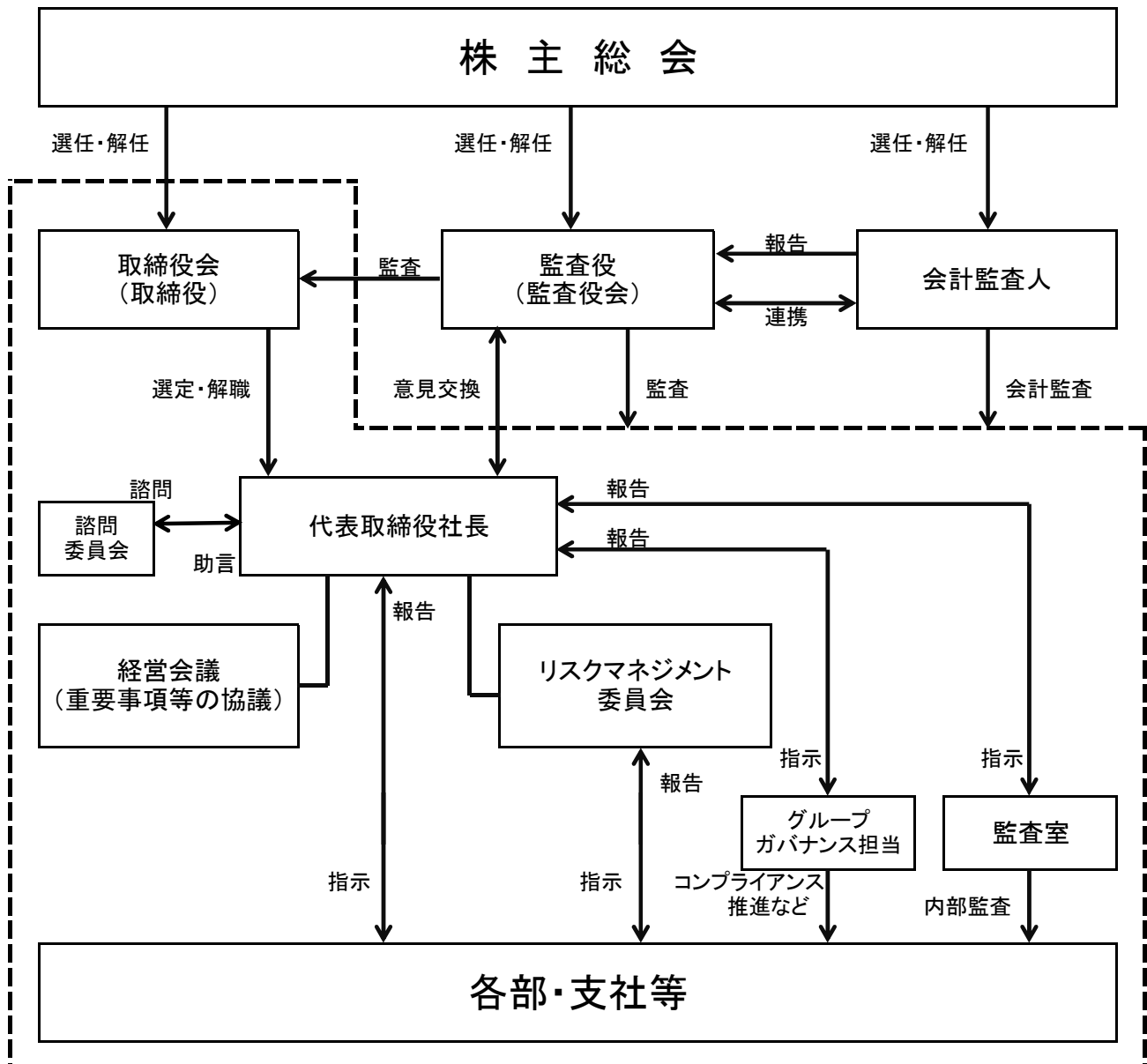
当社は、金融商品取引法ならびに株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程等により適時開示が求められる会社情報、その他投資判断に重要な影響を与える会社情報について、適切かつ公平な情報開示を行うとともに、透明性や開示資料の内容充実等情報開示の質的向上にも努めております。

当社では、スタッフ部門を担当する取締役を情報取扱責任者とし、重要な会社情報が漏れなく迅速に情報取扱責任者に報告され、開示までの適切な情報管理が行えるよう体制を構築しています。情報取扱責任者は報告された重要な情報について、内容を確認し、開示の必要性及び開示方法等を検討し、迅速に代表取締役社長に報告します。

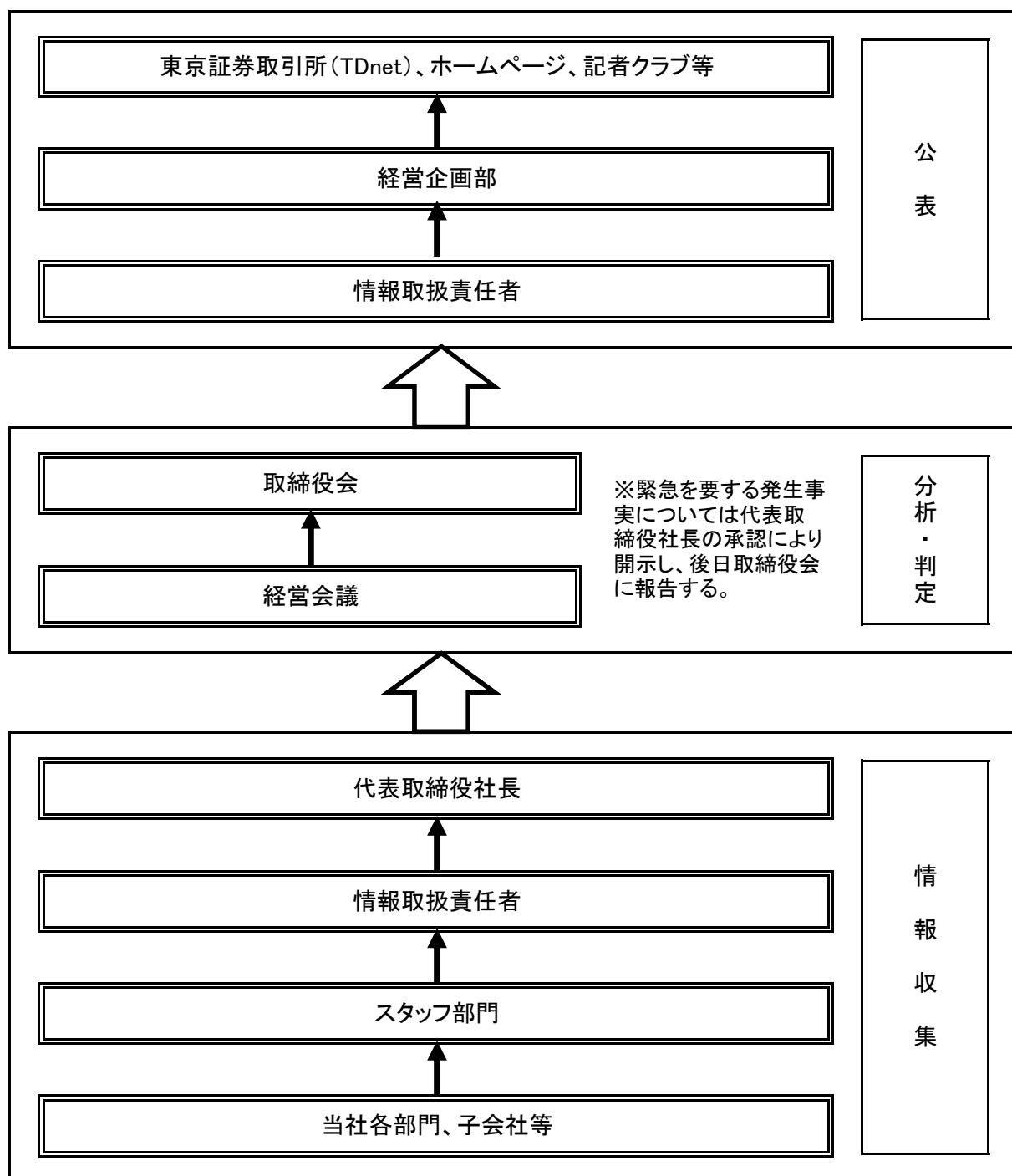
適時開示が必要となる重要な情報は、執行役員を中心として構成する経営会議の審議を経て、取締役会の承認後速やかに開示いたします。取締役会は、必要に応じ適時に開催し、承認を経ることとしていますが、緊急を要する発生事実については、代表取締役社長の承認により開示し、後日取締役会に報告することとしています。

適時開示にあたっては、情報取扱責任者の指示のもと、経営企画部が株式会社東京証券取引所のTDnetによる開示を行い、ホームページへの掲載及び記者クラブへの資料配布等を行っております。

< 模式図 >



<適時開示に係る社内体制の概略図>



【別紙】取締役・監査役の個々の選任・指名に関する説明

氏 名	地 位	選任の理由	他の上場会社の 役員兼任状況
西田 公一	代表取締役 社長 執行役員	過去において大手情報通信企業の金融システム分野における経営を経験し、平成 22 年から代表取締役社長として当社の経営を担っております。経営における豊富な経験と実績をいかし今後も当社経営を担うことが期待されるため選任しております。	
熊坂 勝美	専務取締役 執行役員	金融システムおよび産業システム分野における豊富な経験と実績を有しており、これらの経験、実績をいかし今後も当社の経営を担うことが期待されるため選任しております。	
坂本 孝雄	常務取締役 執行役員	経営企画部門および人事部門などスタッフ部門における経験を中心に経営に関する豊富な経験と実績を有しており、これらの経験、実績をいかし今後も当社の経営を担うことが期待されるため選任しております。	
竹内 実	常務取締役 執行役員	金融システム分野を中心に業務執行の豊富な経験と実績を有しており、今後もこれらの経験、実績をいかし当社の経営を担うことが期待されるため選任しております。	
小林 浩利	取締役 執行役員	産業および通信システム分野ならびにシステムマネジメント、また、スタッフ部門では経営企画部門における経験と実績を有しており、これらの経験、実績をいかし今後も当社の経営を担うことが期待されているため選任しております。	
横尾 勇夫	取締役	I T 業界における幅広い経験や企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、これらの経験、実績をいかし今後も当社の経営を担うことが期待されるため選任しております。	データリンクス株式会社 代表 取締役社長
萩原 忠幸	社外取締役	都市銀行の I T 部門責任者の経験があり業界および経営陣として豊富な経験や知識等を当社の経営判断にいかしていただくとともに、社外の客観的・専門的見地から経営全般についての助言をいただくため、選任しております。	
鈴木 滋彦	社外取締役 独立役員	I T 業界の動向や企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営判断にいかしていただくとともに、社外の客観的・専門的見地から経営全般についての助言をいただくため、選任しております。	
坂田 俊一	社外取締役	信託銀行の経営陣として豊富な経験と高い見識を当社の経営判断にいかしていただくとともに、社外の客観的・専門的見地から経営全般についての助言をいただくため、選任しております。	
平田 正之	社外取締役 独立役員	通信業界における幅広い活動経験や企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営判断にいかしていただくとともに、社外の客観的・専門的見地から経営全般についての助言をいただくため、選任しております。	株式会社中広 社外取締役

赤松 謙一郎	監査役	過去において当社の金融システム分野における業務執行の豊富な経験と実績を有しており、これらの経験、実績を当社の監査にいかしていただくため、選任しております。	
村井 一之	監査役	過去において当社グループの業務執行者でありましたが、これまでの経営者としての豊富な経験と高い見識を、公正かつ透明性の高い監査にいかしていただくため選任しております。	
谷口 和道	社外監査役 独立役員	I T 業界における企業経営および歴任した他社監査役としての幅広い視点と経験を当社の監査にいかしていただくため、選任しております。	
行本 憲治	社外監査役 独立役員	公認会計士の資格を有しており、その財務および会計に関する知見や経験、見識等を、当社の監査にいかしていただくため、選任しております。	共同ピーアール株式会社 社外監査役